

②バイオエタノールを加工・混和するための設備の設置、既存設備の改修に関する措置に係る計画(全体計画)

(具体的事項)

製油所名	設備名	措置の内容(新設・改造・改修の別)	使用方法・設備能力	工事期間	使用開始時期	予算額

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、カイ書でインキ、タイフによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十七日

環境大臣 中川 雅治

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十一号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後

改 正 前

(特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準)

(特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準)

第十一条 法第二十条第三項第一号、第二十条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を

第十一条 法第二十条第三項第一号、第二十条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を

第十一条 法第二十条第三項第一号、第二十条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を

第十一条 法第二十条第三項第一号、第二十条第三項第一号及び第二十二條第三項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を

いう。第二十条第六号イ⑤において同じ。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二條第四項の環境省令で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

いう。第二十条第六号イ④において同じ。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二條第四項の環境省令で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

十の八 既存の電線、電話線又は通信ケー

ブルを既存の規模を超えない範囲（径の
変更を除く。）で張り替えること（色彩の
変更を伴わないものに限る。）。

十の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規
模を超えない範囲で交換すること。

十の十 支持物から他の支持物を経ずに需
要場所の引込口に至る電線、電話線及び
通信ケーブルを設置すること。

十の十一 絶滅のおそれのある野生動植物
の種の保存に関する法律（平成四年法律
第七十五号）第四十七条第一項に規定す
る認定保護増殖事業等（以下この条及び
第十三条において「認定保護増殖事業等」
という。）の実施のために必要な工作物を
設置すること。

十の十二 野生鳥獣による人、家畜又は農
作物に対する被害を防ぐためにカメラを
設置し、又は柵、金網その他必要な施設
（その高さが三メートルを超えない施設
であつて、道路その他公衆の通行し、又
は集合する場所から二十メートル以上離
れているものに限る。）を新築し、改築し、
若しくは増築すること。

十の十三 特定外来生物による生態系等に
係る被害の防止に関する法律（平成十六
年法律第七十八号）第二条第一項に規定
する特定外来生物（以下この条及び第十
三条において「特定外来生物」という。）
の防除の目的で、カメラを設置すること。

十一の十六（略）
十六の二 認定保護増殖事業等の実施のた
めに木竹を伐採すること。

十七 特定外来生物による生態系等に係る
被害の防止に関する法律第三章の規定に
よる防除に係る特定外来生物である木竹
を伐採すること。

十七の二～十七の十一（略）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

十七 特定外来生物による生態系等に係る
被害の防止に関する法律（平成十六年法
律第七十八号）第三章の規定による防除
に係る特定外来生物である木竹を伐採す
ること。

十七の二～十七の十一（略）

十七の十二 国立公園において絶滅のおそ
れのある野生動植物の種の保存に関する
法律第十条第一項の規定による環境大臣
の許可に係る木竹であつて、同法第四条
第三項に規定する国内希少野生動植物種
又は同法第五条第一項に規定する緊急指
定種に係るもの（同法第五十四条第二項
の規定による協議に係るものを含む。）を
損傷すること。

十七の十三～二十六の二（略）
二十六の二の二 認定保護増殖事業等の実
施のために標識その他これに類するもの
を掲出し、若しくは設置し、又は工作物
等にこれらを表示すること。

二十六の二の三 特定外来生物の防除の目
的で、標識その他これに類するものを掲
出し、若しくは設置し、又は工作物等に
これらを表示すること。

二十六の三～二十七の二（略）
二十七の二の二 認定保護増殖事業等の実
施のために法第二十条第三項第十一号の
規定により環境大臣が指定する植物を採
取し、又は損傷すること。

二十七の三～二十七の八（略）
二十七の八の二 認定保護増殖事業等の実
施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷
し、又は当該動物の卵を採取し、若しく
は損傷すること。

二十七の九・二十七の十（略）
二十七の十の二 国立公園において鳥獣の
保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す
る法律第十四条の二第一項の規定により
都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等
事業又は同条第七項の規定により都道府
県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等
事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷する
こと。

二十七の十の三・二十七の十の四（略）
二十七の十一～二十七の十四（略）

十七の十二 国立公園において絶滅のおそ
れのある野生動植物の種の保存に関する
法律（平成四年法律第七十五号）第十条
第一項の規定による環境大臣の許可に係
る木竹であつて、同法第四条第三項に規
定する国内希少野生動植物種又は同法第
五条第一項に規定する緊急指定種に係る
もの（同法第五十四条第二項の規定によ
る協議に係るものを含む。）を損傷するこ
と。

十七の十三～二十六の二（略）
（新規）

（新規）

二十六の三～二十七の二（略）
（新規）

二十七の三～二十七の八（略）
（新規）

二十七の九・二十七の十（略）
（新規）

二十七の十の二・二十七の十の三
二十七の十一～二十七の十四（略）

二十七の十四の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十五、二十七の十七 (略)

二十七の十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

二十七の十八、二十 (略)

二十七の二十一 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ (略)

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の二十二、三十一 (略)

(特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為)

第十三条 法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第六号の三、第九号、第十七号、第二十二号の二、第二十二号の四、

第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号(道路標識、区画線及び

道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)の規定によるものに限る。)、第二十六号、第二十六号の

二の二、第二十七号の二、第二十七号の

八から第二十七号の十まで、第二十七号

の十の三から第二十七号の十四まで、第

二十七号の十五、第二十七号の十六、第

二十九号から第二十九号の十八まで又は

第二十九号の二十九に掲げる行為
一の二 認定保護増殖事業等の実施のため
に巣箱、給餌台若しくは給水台等又はカ
メラを設置すること。

(新規)

二十七の十五、二十七の十七 (略)

(新規)

二十七の十八、二十 (略)

二十七の二十一 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ (略)

ロ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の二十二、三十一 (略)

(特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為)

第十三条 法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第六号の三、第九号、第十七号、第二十二号の二、第二十二号の四、

第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号(道路標識、区画線及び

道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)の規定によるものに限る。)、第二十六号、第二十七号の

二、第二十七号の八から第二十七号の十

六まで、第二十九号から第二十九号の十

八まで又は第二十九号の二十九に掲げる

(新規)

行為

一の三 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

二 (略)

二の二 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二の三 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を植栽すること。

三、十の四 (略)

十の五 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ (略)

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十一、十四 (略)

十四の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。

十五 国、地方公共団体又は次に掲げる者が、特定外来生物である木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条第二項の規定により主務大臣より認定を受けた者

ロ 特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものに限る。)に参加した者

十六 (略)

(新規)

二 (略)

(新規)

二の二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために木竹を植栽すること。

三、十の四 (略)

十の五 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ (略)

ロ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十一、十四 (略)

(新規)

十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条第二項の規定により主務大臣より認定を受けた者

ロ 特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものに限る。)に参加した者

十六 (略)

十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十七 国、地方公共団体又は次に掲げる者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること（わなの設置を伴わない方法により行われるものに限る。）。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条第二項の規定により主務大臣より認定を受けた者

ロ 特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものに限る。）に参加した者

十八 二十八（略）

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第十三条の五 法第二十三条第三項第六号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国立公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

一 特別地域（特別保護地区を除く。）内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十二条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十七号の七、第十七号の十一から第十七号の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九、第二十七号の十、第二十七号の十三から第二十七号の十四まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九又は第二十九号の二十八に掲げる行為

ロ（略）

（新規）

十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十八 二十八（略）

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第十三条の五 法第二十三条第三項第六号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国立公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

一 特別地域（特別保護地区を除く。）内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十二条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十七号の七、第十七号の十一から第十七号の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九から第二十七号の十四まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九又は第二十九号の二十八に掲げる行為

ロ（略）

二 特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十三条第一号（第十二条第二十六号、第二十七号の九、第二十七号の十又は第二十七号の十三から第二十七号の十四までに係る部分に限る。）、第二号、第二号の三から第九号まで、第十五号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）、第十六号、第十七号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）又は第十八号に掲げる行為

ロ（略）

三 二十五（略）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第十五条 法第三十三条第七項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第一号から第十号の十三まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二の三まで、第二十八号若しくは第二十九号に掲げる行為又は第十三条の三第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号に掲げる行為

二 十七（略）

（権限の委任）

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 五（略）

二 特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十三条第一号（第十二条第二十六号又は第二十七号の九から第二十七号の十四までに係る部分に限る。）、第二号から第九号まで又は第十五号から第十八号までに掲げる行為

ロ（略）

三 二十五（略）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第十五条 法第三十三条第七項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第一号から第十号の五まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二まで、第二十八号若しくは第二十九号に掲げる行為又は第十三条の三第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号に掲げる行為

二 十七（略）

（権限の委任）

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 五（略）

六 法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限
 イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

- (1) その高さ（増築にあつては、増築部分に係る最高部と最低部の高さの差をいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十六項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築
 - (2) その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千方メートル以下である工作物の新築又は増築（(3)から(8)までに掲げるものを除く。）
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）の新築又は増築（(4)から(8)までに掲げるもの又は二(2)に掲げる行為を伴うものを除く。）
 - (4) その水平投影面積が四千方メートル以下である道路（法面等道路付帯施設を含む。）の新築又は増築
 - (5) その高さ（建築設備を除いて算定した高さをいう。）が十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が二千方メートル以下である建築物の新築又は増築
 - (6) 電柱（電話柱を含む。）の新築又は増築
 - (7) 住宅及び仮工作物の新築又は増築、農業、林業又は漁業の用に供する索道の新築又は増築
 - (9) 工作物の改築
- ロ・ハ（略）

六 法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限
 イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

- (1) その高さ（増築にあつては、増築部分の高さをいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十六項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築
 - (2) その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千方メートル以下である工作物の新築又は増築（(3)から(6)までに掲げるものを除く。）
 - (新規)
 - (3) その水平投影面積が四千方メートル以下である道路（法面等道路付帯施設を含む。）の新築又は増築
 - (4) その高さ（建築設備を除いて算定した高さをいう。）が十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が二千方メートル以下である建築物の新築又は増築
 - (5) 電柱（電話柱を含む。）の新築又は増築
 - (6) 住宅及び仮工作物の新築又は増築（新規）
 - (7) 工作物の改築
- ロ・ハ（略）

二 法第二十条第三項第五号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

- (1) 水位又は水量を減少させる行為
 - (2) 水位又は水量を増加させる行為（当該行為により陸域から水域に変わる面積が一万平方米メートル以下のもの又は法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量を増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）
- ホーチ（略）
- 七 法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）第六項及び第七項に規定する権限
 イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
- (1) その高さが十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が千方メートル以下である工作物の新築又は増築（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）
 - (2) 国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）であつて、その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千方メートル以下であるもの新築又は増築（(3)に掲げるもの及び二(2)に掲げる行為を伴うものを除く。）
 - (3) 仮工作物の新築又は増築
 - (4) 工作物の改築
 - (5) 第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで、第十号から第十号の四まで及び第十号の六に掲げる行為
- ロ・ハ（略）

二 法第二十条第三項第五号に掲げる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量を増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

- (新規)
 - (新規)
 - (2) 仮工作物の新築及び増築
 - (3) 工作物の改築
 - (4) 第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで及び第十号から第十号の五までに掲げる行為
- ロ・ハ（略）

二 法第二十条第三項第五号に掲げる行為(次のいずれかに該当するものに限る。)

- (1) 水位又は水量を減少させる行為
- (2) 水位又は水量を増加させる行為

(当該行為により陸域から水域に変わる面積が一万平方米以下のもの又は法第二十一条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。)

ホ 法第二十条第三項第六号、第七号、第十号(土地の形状を変更する面積が二千五百平方メートル以下のものに限る。)及び第十五号、第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為(略)

二 法第二十条第三項第五号に掲げる行為(法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量を増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。)

- (新規)
- (新規)

ホ 法第二十条第三項第六号、第七号及び第十五号、法第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為(略)

告

示

この省令は、平成三十年五月十日から施行する。

附則

八 法第二十二條第三項(次に掲げる行為に係る部分に限る。)、第六項及び第七項に規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為(次のいずれかに該当するものに限る。)

- (1) その水平投影面積が千平方メートル以下である工作物の新築又は増築
- (2) 仮工作物の新築又は増築
- (3) 工作物の改築
- (4) 第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第十号の四まで及び第十号の六に掲げる行為

ロ・ハ (略)

九、二十六 (略)

八 法第二十二條第三項(次に掲げる行為に係る部分に限る。)、第六項及び第七項に規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為(次のいずれかに該当するものに限る。)

- (1) その水平投影面積が十平方メートル以下である工作物の新築又は増築
- (2) 工作物の改築
- (3) 第十二条第一号から第六号の二まで及び第七号から第十号の五までに掲げる行為

ロ・ハ (略)

九、二十六 (略)

○総務省告示第百五十五号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、国民生活会議から訂正の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百六十五号(政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件)の一部を次のとおり訂正する。
平成三十年四月十七日
総務大臣 野田 聖子

訂正後		訂正前	
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項
	の氏名	の氏名	新 旧 異動年月日
[略]			
国民生活会議	吉村 龍助	吉村 龍助	新
主たる事務所	東京都千代田区 二六、一一、二二	東京都千代田区 二六、一一、二二	
の所在地	東京都港区赤坂 二八、一、一二	東京都港区赤坂 二八、一、一二	
	代表者の氏名	代表者の氏名	
	の氏名	の氏名	
	の所在地	の所在地	
	東京都千代田区 二六、一一、二二	東京都千代田区 二六、一一、二二	
	東京都港区赤坂 二八、一、一二	東京都港区赤坂 二八、一、一二	
	川島智太郎	川島智太郎	
	佐藤 公治	佐藤 公治	
	佐藤 公治	佐藤 公治	

備考 表中の「」の記載は注記である。